

ささやま医療センター分娩休止への対応①

9月24日補正予算審査を受けての改案

1.基本事項の整理

(分娩の全国傾向)

①分娩数の減少 ②妊婦高齢化による分娩のハイリスク化 ③妊婦の自然分娩への関心の高まり ④分娩事故の訴訟リスク向上 ⑤産婦人科医不足 ⑥女性産婦人科医割合の増加 ⑦一般病院での分娩休止増加 ⑧診療所分娩と周産期母子医療センター分娩への2極化

(本市の医療資源)

4万人都市であるが、タマル産婦人科とささやま医療センターの2分娩施設がある。
両施設とも市外、主に丹波市からの分娩も多く受け入れている。

(近隣の医療資源の変化)

丹波医療センターの開業により、医師4名体制の産婦人科が設置された。

しかし、県は同センターを地域周産期母子医療センターに指定しなかったことから今後も安定的な周産期医療が提供されるかは不透明である。

(医大の申し入れ)

協定にある産婦人科は存続するが、今の状況では安心安全面に課題があり、また勤務医にかかる過度の負担は働き方改革の中で解消する必要があり、さらに多症例に関わりたいとする医師のニーズに応えたいことから、分娩を3月いっぱい「休止」したい。

丹波地域の分娩は、新しい丹波医療センターを有効活用いただきたい。

(ささやま医療センターが目指したい姿)

今後高齢化する地域社会のために「地域包括ケア」と「回復期リハビリ」に注力したい。それを効果的なものにするためにICT技術も用いながら市内の医療介護施設との連携していきたい。そして、そのような今後の地域医療の理想像を学生に学ばせたい(Rural Medical Campus)。

(市民のニーズ)

①地元で分娩がしたい ②妊娠期間の安心のために近くで受け入れしてもらえる施設が欲しい(安心) ③自分の出生と同じところで産みたい ④里帰り出産がしたい ⑤定住を進めるためにも医療センターでの分娩を残してほしい

ささやま医療センター分娩休止への対応②

2.考え得る対応策

- ①協定書内容にあるとおり分娩を含む産婦人科存続を求め、今後も医大の責任で分娩を継続してもらう。
- ②産婦人科医師の確保のための補助金をもってささやま医療センターに分娩を継続してもらう。
- ③院内助産施設（バースセンター）の設置に協力し、医師の負担軽減を図ることで分娩を継続してもらう。
- ④市営の分娩可能な診療所を開設する。
- ⑤タマル産婦人科での医師確保により市内分娩を受け入れしていただく。
- ⑥分娩の早期再開を求めつつも、市民ニーズを一定満足する安心・安全な分娩体制を整備する。

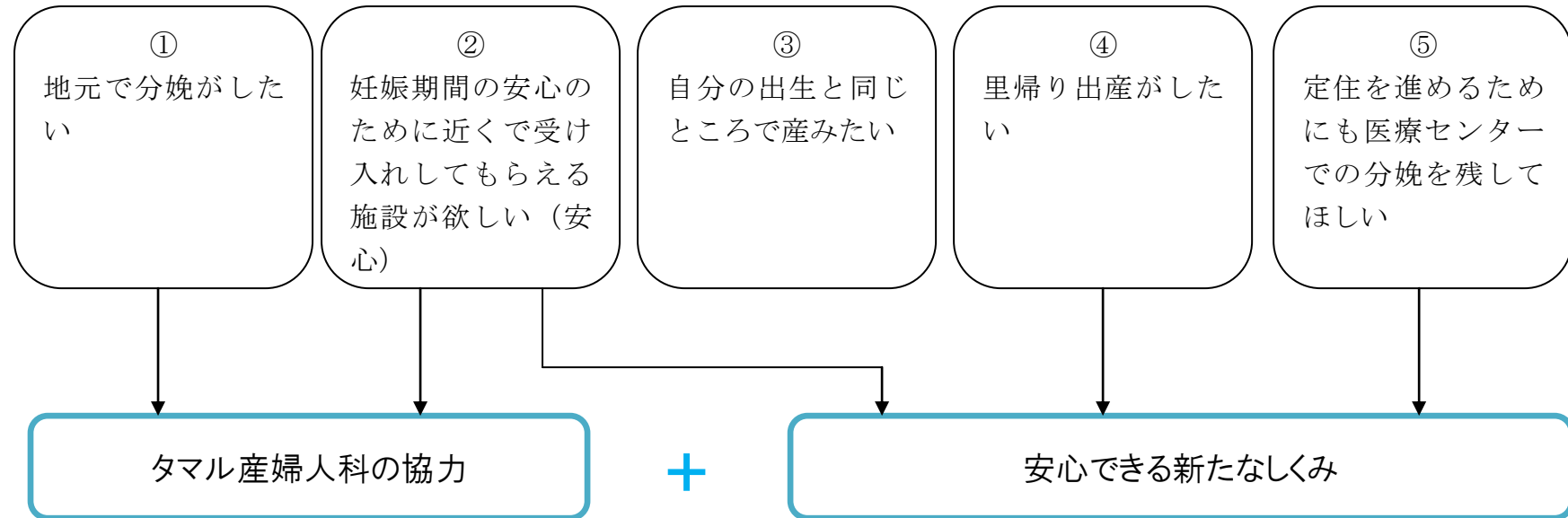
*①～③では医大が主張する「安全な分娩体制」を満足することはできず、④⑤ではささやま医療センターの産科・小児科の撤退リスクが高まるため、⑥を具体的に検討せざるを得ない。

3.医療資源の再整理 ～分娩可能な近隣の施設～

丹波篠山市	タマル産婦人科	神戸市北区	済生会兵庫県病院 地域周産期 アドベンチスト病院 マムクリニック みずとりクリニック オカレディースクリニック
丹波市	丹波医療センター	南丹市	京都中部総合医療センター 地域周産期
三田市	三田市民病院	福知山市	福知山市民病院 地域周産期
西脇市	西脇市民病院 うつのみや産婦人科医院	西宮市	兵庫医科大学病院 総合周産期

ささやま医療センター分娩休止への対応③

4.市民ニーズへの基本対応



5.市民ニーズを一定満足する安心・安全な分娩体制

- ①タマル産婦人科に安心・安全な分娩体制づくりへの協力を求める。必要がある場合は行政支援も検討する。
 - ・・・事前に今後の市内分娩数の推計をする必要あり。
- ②市民の不安を軽減する新たなしくみをつくる。具体には充実した分娩サポート機能として2段階の相談所を設ける。
 - ・(仮称) 1次バースサポートセンター・・・妊婦の悩み相談・里帰り出産相談・受診機関紹介（市・健康福祉センター内）
 - ・(仮称) 2次バースサポートセンター・・・妊婦の専門的相談・分娩機関相談（ささやま医療センター内）
 - ・民による妊婦サポートサークル活動への後方支援
- ③丹波篠山ならではの妊娠から就学まで連続した子育て支援（子育て世代包括支援センターふたばの充実。福祉→福祉+教育。）
- ④（MFICU、NICU 対応が必要な）妊婦と新生児に安心・安全な、また急な陣痛不安を解消する搬送体制をつくる。

ささやま医療センター分娩休止への対応④



ささやま医療センター分娩休止への対応⑤

妊婦が最も不安視する臨月(産み月)対策

自 助

(お産応援窓口・分娩予定医療機関)

臨月に入った妊婦をもつ家族に見守りの意識を高めてもらう啓発を行う。特に夜間について、車を運転できる家族に待機していただくようながす。車を運転できる家族がない場合は、あらかじめ医療機関や市のお産応援窓口申し出てもらい状況を把握する。

公 助

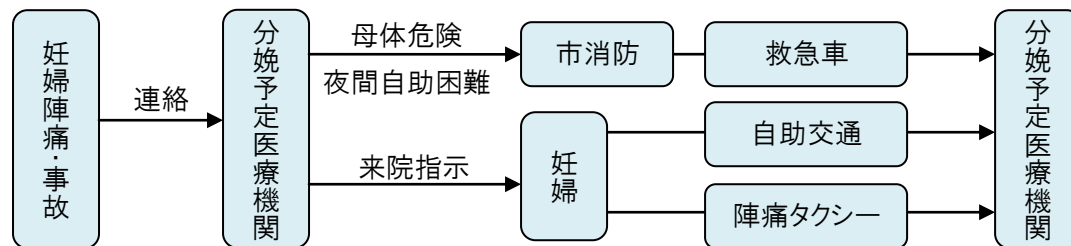
(市・ささやま医療センター・分娩可能医療機関・市消防・タクシー会社)

分娩受け入れ協定

- ① 市と分娩受け入れ可能医療機関との間で「できる限りの優先受け入れ」についての協定を締結する。
- ② ささやま医療センターで定期検診を受ける妊婦については上記協定医療機関での分娩を勧める。
- ③ ①の協定締結医療機関に対して市内出産奨励金(5万円)に準じた受け入れ協力金の創設を検討する。

安心・安全な妊婦搬送体制

- ④ 分娩可能医療機関と市消防の連携強化。
- ⑤ 市消防の妊婦搬送体制の改善。
- ⑥ タクシー会社の協力を得た「陣痛タクシー制度(*)」の創設。



*陣痛タクシー (タクシー会社に協力要請)

本市にそのサービスはないが、主に都市部において陣痛タクシー(ママサポートタクシー)がタクシー会社にて運行されている。検診利用も可とする例が多いが、本市では「陣痛時利用」(営業時間内のみ)に限定する。市内では医療機関までの距離があることから、タクシー会社と協定を結び運賃を公助することを検討する。妊婦搬送に必要な毛布・防水シートも市が提供する。



ささやま医療センター分娩休止への対応⑥

出産関係財政支出の見直し

